

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構  
料金規程

2022年8月2日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下「機構」という。）が運営する URA スキル認定制度における研修の受講及び認定審査の料金の額及び徴収方法について定めることを目的とする。

(研修の受講料)

第2条 研修の受講料は、以下の通りとする。

(1) Fundamental レベル：30,000 円

(2) Core レベル：30,000 円

2 合格しなかった科目を再受講する場合の受講料は、以下の通りとする。

(1) Fundamental レベル：1 科目 2,000 円

(2) Core レベル：1 科目 2,000 円

(認定申請の審査料)

第3条 認定申請の審査料は、以下の通りとする。

認定 URA：30,000 円

(支払い及び返金)

第4条 研修の受講又は認定審査を希望する者は、原則として事前に必要となる料金を支払うものとする。

2 支払い方法は、クレジットカード払い、銀行振込又はコンビニ決済のうち機構が指定する方法とする。

3 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、機構は当該料金を返還する。

(1) 災害その他やむを得ない事由により、機構が研修又は認定審査を中止した場合

(2) 機構に起因する事由により、機構が研修又は認定審査を中止した場合

(3) その他前各号に類似する事象があったと機構が認めた場合

4 返金手数料は、前項第1号の場合は、研修又は認定審査を申し込んだ者が負担するものとし、前項第2号の場合は、機構が負担するものとする。なお、前項第3号の場合には、機構が事象に応じて負担する者を判断する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、機構長が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、2022年8月2日から施行し、2022年4月1日から適用する。